

仕 様 書

この仕様書は、下関市（以下「甲」という。）が委託する街区表示板等整備業務について、受託業者（以下「乙」という。）が業務を行うため、必要な事項を定める。

- 1 街区表示板等の張替等の実施区域は、別図1から別図2のとおりとし、概要は次のとおりとする。

町名及び町数	面積	世帯数	街区数	住居表示 実施年月日
梶栗町一丁目				平成元年 11 月 27 日
梶栗町二丁目				〃
梶栗町三丁目				〃
梶栗町四丁目				〃
梶栗町五丁目				〃
富任町一丁目				〃
富任町二丁目				〃
富任町三丁目				〃
富任町四丁目				〃
富任町五丁目				〃
富任町六丁目				〃
富任町七丁目				〃
富任町八丁目				〃
安岡駅前一丁目				〃
安岡駅前二丁目				〃
安岡本町一丁目				〃
安岡本町二丁目				〃
安岡本町三丁目				〃
横野町一丁目				〃
横野町二丁目				〃
横野町三丁目				〃
横野町四丁目				〃
安岡町一丁目				〃
安岡町二丁目				〃

安岡町三丁目				平成元年 11 月 27 日
安岡町四丁目				〃
安岡町五丁目				〃
安岡町六丁目				〃
安岡町七丁目				〃
安岡町八丁目				〃
吉見古宿町				〃
吉見本町一丁目				〃
吉見本町二丁目				〃
吉見新町一丁目				〃
吉見新町二丁目				〃
吉見里町一丁目				〃
吉見里町二丁目				〃
永田本町一丁目				〃
永田本町二丁目				〃
永田本町三丁目				〃
永田本町四丁目				〃
計 (41町)	5.25 (km ²)	7,788 (世帯)	536 (街区)	

(1) 町名板・住居番号表示板は、欠落・損傷したものを調査後、必要枚数を作成する。

なお、作成した町名板・住居番号表示板は、損傷分等について除去を行った上で、全て取付け等を行うこと。

見込み数 各 1, 557 枚 (7, 788 世帯×約 20%) 計 3, 114 枚

(2) 街区表示板は、欠落・損傷したものを調査後、甲の保有する街区表示板を除いた必要枚数を作成する。

なお、作成した街区表示板は、損傷分等について除去を行った上で、全て取付け等を行うこと。

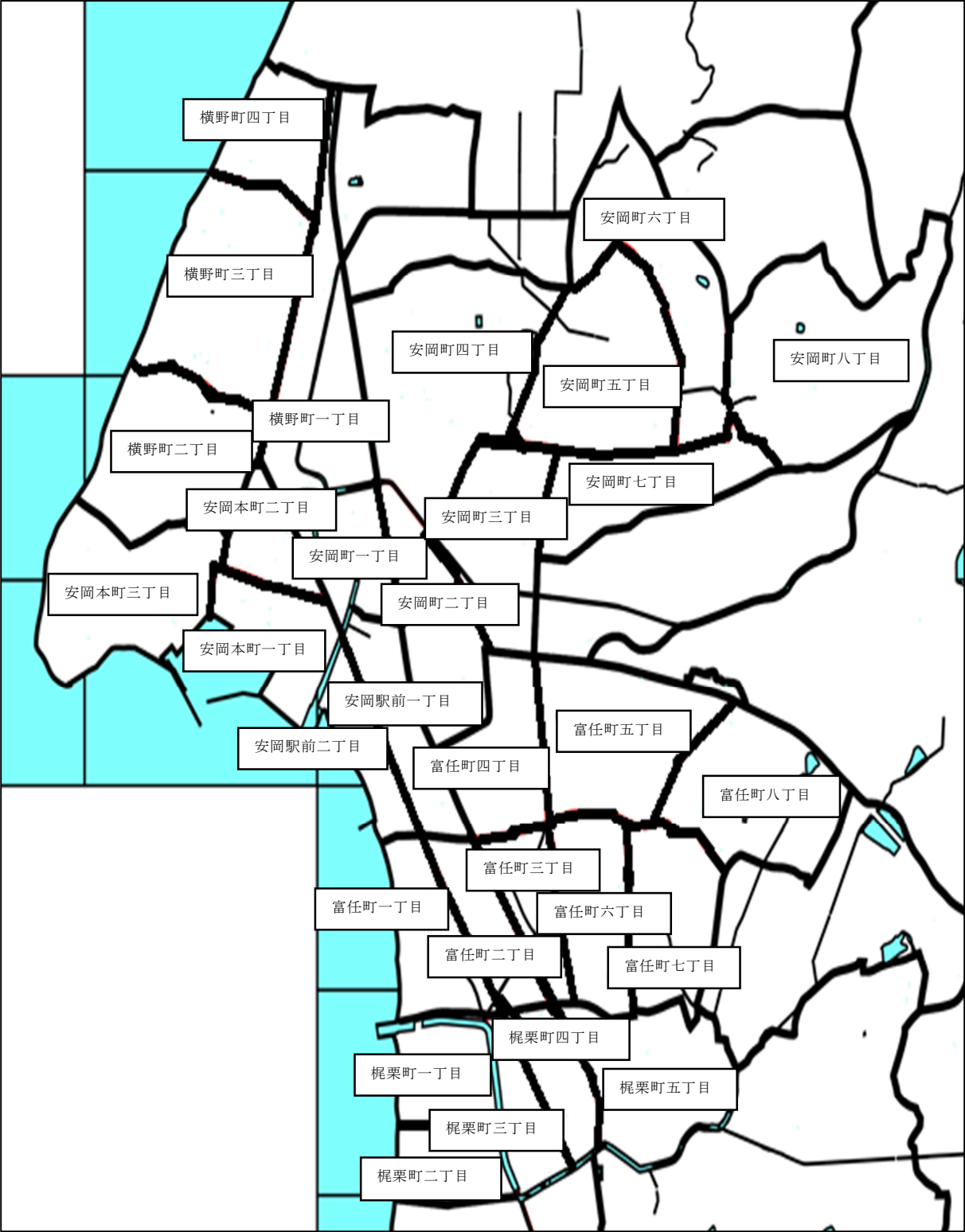
見込み数 536 街区×2 枚=1, 072 枚

1, 072 枚－市の保有する街区表示板 364 枚=708 枚

(3) 住居表示台帳について必要な修正を行うこと。(125 枚程度)

- 2 乙は、契約締結後、別紙1 処理要領のと通りの業務を甲と協議のうえ遂行するものとする。
- 3 完成期日は、令和9年3月31日（水）とする。
- 4 個人情報の取扱い、環境に関する協力及び下関市暴力団排除条例による措置については、別紙2から別紙4までのとおりとする。

別図 1



別図 2

